

外国人の雇用に当たっては必ずパスポート・外国人登録証明書等を見て在留資格の確認を！
「短期滞在」等働くことが認められていない在留資格の外国人を雇用することはできません！



① 2005年3月11日に

② 観光、親族訪問など、短期間日本に滞在する目的で

③ 在留期間90日を得て

④ 成田空港第2旅客ターミナルビルから上陸したことを意味しています。

外国人登録証明書

上陸許可年月日…日本の空港や海港で上陸許可の証印を受けた日が記載されます。

在留の資格…出入国管理の法令に基づいて外国人がいかなる入国・在留の許可を受けているのかを表しています。

在留期限…日本国内に在留することのできる許可期限を表しています。もしこの期限を越えて引き続き在留している場合は「不法残留」となります。

この登録証明書の切替を行うための申請期日のことです。これは、在留することができる期限(在留期限)を意味するものではありません。

外国人登録証明書に表示された「在留の資格なし」とは？

ワンポイント解説

既に在留期限が経過しているにもかかわらず引き続き滞在している**不法残留者**、あるいは密航や偽変造旅券といった不正な手段によって入国した**不法入国者**など、いわゆる不法滞在の状態にある外国人であっても、外国人登録法に基づき、外国人登録の申請義務が課されており、また、申請により交付された外国人登録証明書は常に携帯する必要があります。この場合、外国人登録証明書上の「在留の資格」欄には、在留の資格が確認されていないことを表すために、大きく赤字で

在留の資格なし

と記載されます。(左の図を参照)

在留の資格が確認されていない場合には、日本国内でいかなる就労活動に従事することもできず、速やかに入国管理局で法律の規定に基づいた手続きを受ける必要があります。

外国人登録証明書に表示された「在留の資格なし」(拡大)

就労活動は禁止